

講習等実施規程を次のように定める。

講習等実施規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第1章の2 認知機能検査（第4条の2・第4条の3）
- 第1章の3 臨時認知機能検査（第4条の4—第4条の6）
- 第1章の4 運転技能検査（第4条の7・第4条の8）
- 第2章 安全運転管理者等講習（第5条—第7条）
- 第3章 取消処分者講習（第8条—第9条）
- 第4章 停止処分者講習（第10条—第14条）
- 第4章の2 取得時講習（第14条の2）
- 第5章 指定自動車教習所職員講習（第15条—第17条）
- 第6章 初心運転者講習（第18条—第20条）
- 第7章 更新時講習等（第21条—第23条）
- 第8章 高齢者講習等（第24条・第24条の2）
- 第8章の2 臨時高齢者講習（第24条の3—第24条の5）
- 第9章 違反者講習（第25条・第26条）
- 第9章の2 若年運転者講習（第26条の2・第26条の3）
- 第9章の3 特定小型原動機付自転車運転者講習（第26条の4—第26条の6）
- 第10章 自転車運転者講習（第27条—第29条）
- 第11章 教習（第30条・第31条）
- 第12章 認知機能検査員講習（第32条）
- 第13章 雑則（第33条・第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

- 第1条** この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査及び運転技能検査、第108条の2第1項各号に規定する講習、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第37条の6第2号及び第37条の6の2第1号に規定する講習、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第9条の9第1項第2号に規定する教習並びに運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第4条第2項第1号ロに規定する講習（以下「講習等」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。
- 2** 講習等の実施に関しては、法、令、規則、講習規則及び兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号。以下「細則」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

(講習等の種別)

**第2条** 講習等の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認知機能検査
- (2) 臨時認知機能検査
- (3) 運転技能検査
- (4) 安全運転管理者等講習
- (5) 取消処分者講習
- (6) 停止処分者講習
- (7) 大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、原付講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、普通旅客車講習、応急救護処置講習(一)及び応急救護処置講習(二) (以下「取得時講習」という。)
- (8) 指定自動車教習所職員講習
- (9) 初心運転者講習
- (10) 更新時講習及び特定任意講習 (以下「更新時講習等」という。)
- (11) 高齢者講習及び特定任意高齢者講習 (以下「高齢者講習等」という。)
- (12) 臨時高齢者講習
- (13) 違反者講習
- (14) 若年運転者講習
- (15) 特定小型原動機付自転車運転者講習
- (16) 自転車運転者講習
- (17) 自動車の運転の管理に関する教習 (以下「教習」という。)
- (18) 認知機能検査員講習

(講習の委託)

**第3条** 法第108条の2第3項の規定により講習の実施を委託する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした委託契約を締結しなければならない。

- (1) 委託する業務の範囲及び内容に関すること。
- (2) 講習の実施方法に関すること。
- (3) 受託者に対する指揮監督等に関すること。
- (4) 講師の任用に関すること。
- (5) 第三者への委託等の禁止に関すること。
- (6) 契約の解除に関すること。
- (7) 委託料に関すること。
- (8) 委託料の請求に関すること。
- (9) 契約の期間に関すること。

(講習等実施上の心構え)

**第4条** 講習等を行うに当たっては、関係規定に従いその適正を期するとともに、第2条に規定する講習等の種別に応じた教材教具の効果的な活用を図り、教育内容の充実及び実践的な教育効果の向上に努めるものとする。

第1章の2 認知機能検査

(受検の申請の受理)

**第4条の2** 交通部運転免許課長（以下「免許課長」という。）は、認知機能検査の受検の申請を受理したときは、認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習受検受講申請書（細則様式第39号の2）の記載内容を確認の上、検査の日時及び場所を指定するものとする。この場合において、交通部長が定める様式の認知機能検査受検手数料事務処理簿に所要の事項を記載し、受理の状況を明らかにしておくものとする。

2 免許課長は、交通部長が定める様式の認知機能検査受検申請総括表に認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習受検受講申請書を添付の上、会計年度ごとの受理の日付順に編冊して保存しておくものとする。

（検査結果の通知等）

**第4条の3** 免許課長は、申請者の認知機能検査又は法第108条の32の3第1項第3号イに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査を受検した者の当該検査の結果について、運転者管理システムに登録するとともに、交通部長が定める様式の認知機能検査等受検結果一覧表に記載し、会計年度ごとの記載の日付順に編冊して保存しておくものとする。

2 免許課長は、認知機能検査を受検した者に対し、認知機能検査結果通知書（甲）（細則様式第49号の4）又は認知機能検査結果通知書（乙）（細則様式第49号の5）により、規則第29条の3第1項第1号の式により算出した数値その他必要な事項について通知するものとする。

#### 第1章の3 臨時認知機能検査

（検査の通知）

**第4条の4** 免許課長は、臨時認知機能検査対象者について、運転者管理システムから通報があったときは、当該対象者に対して、臨時認知機能検査通知書（規則別記様式第18の6）により臨時認知機能検査を受けなければならない旨を通知し、運転者管理システムに通知の実施について登録するものとする。

（検査の申請の受理）

**第4条の5** 免許課長は、臨時認知機能検査の受検の申請を受理したときは、臨時認知機能検査受検申請書（細則様式第39号の3）の記載内容を確認するとともに、交通部長が定める様式の臨時認知機能検査受検申請総括表に臨時認知機能検査受検申請書を添付の上、会計年度ごとの受理の日付順に編冊して保存しておくものとする。

（検査結果の通知等）

**第4条の6** 免許課長は、申請者の臨時認知機能検査の結果について、運転者管理システムに登録するとともに、認知機能検査等受検結果一覧表に記載し、会計年度ごとの判定の日付順に編冊して保存しておくものとする。

2 免許課長は、臨時認知機能検査を受検した者に対し、認知機能検査結果通知書（甲）又は認知機能検査結果通知書（乙）により、規則第29条の3第1項第1号の式により算出した数値その他必要な事項について通知するものとする。

#### 第1章の4 運転技能検査

（受検の申請の受理）

**第4条の7** 免許課長は、運転技能検査の受検の申請を受理したときは、認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習受検受講申請書の記載内容を確認の上、検査の日時及び場所を指定するものとする。この場合において、交通部長が定める様式の運転技能検査受検手数料事務処理簿に所要の事項を記載し、受理の状況を明らかにしておくものとする。

- 2 免許課長は、交通部長が定める様式の運転技能検査受検申請総括表に認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習受検受講申請書を添付の上、会計年度ごとの受理の日付順に編冊して保存しておくものとする。

(検査結果の通知等)

**第4条の8** 免許課長は、申請者の運転技能検査又は法第108条の32の3第1項第3号ロに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査を受検した者の当該検査の結果が、規則第26条の6各号に定める基準に該当しないものであることを確認したときは、運転者管理システムに登録するとともに、交通部長が定める様式の運転技能検査等受検結果一覧表に記載し、会計年度ごとの記載の日付順に編冊して保存しておくものとする。

- 2 免許課長は、運転技能検査を受検した者に対し、運転技能検査受検結果証明書(甲)(細則様式第49号の9)又は運転技能検査受検結果証明書(乙)(細則様式第49号の10)により、必要な事項について通知するものとする。

#### 第2章 安全運転管理者等講習

(受講の申請の受理)

**第5条** 交通部交通企画課長(以下「交通企画課長」という。)は、安全運転管理者等講習の受講の申請を受理したときは、安全運転管理者等講習受講申請書(細則様式第28号)の記載内容を確認するとともに、交通部長が定める様式の安全運転管理者等講習受講手数料事務処理簿に所要の事項を記載し、その状況を明らかにしておくものとする。

- 2 交通企画課長は、交通部長が定める様式の安全運転管理者等講習受講申請総括表に安全運転管理者等講習受講申請書を添付の上、会計年度ごとの受理の日付順に編冊して保存しておくものとする。

(受講の促進)

**第6条** 交通企画課長又は警察署長(以下「署長」という。)は、安全運転管理者等講習を行うに当たっては、受講を促進するため当該講習の受講対象者に対して広報し、勧奨するなど必要な措置を採らなければならない。

- 2 署長は、安全運転管理者等講習を終了していない安全運転管理者等を認知したときは、当該安全運転管理者等の受講を促進するため、自動車の使用者に対して講習の日時及び場所を教示するなど必要な措置を採らなければならない。

(講習通知事務処理簿の備付け)

**第7条** 交通企画課長は、安全運転管理者等講習の通知に関する事務を的確に処理するため、交通部長が定める様式の安全運転管理者等講習受講通知事務処理簿を備え付け、所要の事項を記載しておくものとする。

#### 第3章 取消処分者講習

(受講の申請の受理)

**第8条** 署長は、取消処分者講習の受講の申請を受理したときは、免許課長に電話通報し、受講日時及び受講場所の指定を受けるとともに、取消処分者講習指定書(細則様式第42号)に所要の事項を記載し、申請者に交付するものとする。

- 2 免許課長は、取消処分者講習の指定を受けた者から当該講習の受講の申請を受理したときは、取消処分者講習受講申請書(細則様式第43号)の記載内容及び受講資格を確認するものとする。

3 免許課長は、交通部長が定める様式の取消処分者講習受講申請総括表に取消処分者講習受講申請書を添付の上、会計年度ごとの受理の日付順に編冊して保存しておくものとする。

(講習の区分)

**第8条の2** 取消処分者講習の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 飲酒取消講習 免許の取消処分に係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第4条までの罪に当たる行為でアルコールの影響によるもの（以下「飲酒運転」という。）の法令違反に係るものが含まれている者及び無免許で飲酒運転の法令違反がある者に対する講習をいう。
- (2) 一般取消講習 飲酒取消講習に該当しない者に対する講習をいう。

(運転技能診断の区分)

**第9条** 運転技能診断の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般原動機付自転車運転技能診断 原付免許を取得しようとする者に対する技能診断をいう。
- (2) 普通自動二輪車運転技能診断 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を取得しようとする者に対する技能診断をいう。
- (3) 普通自動車運転技能診断 普通免許を取得しようとする者に対する技能診断をいう。

2 運転技能診断を行う場所は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般原動機付自転車運転技能診断及び普通自動二輪車運転技能診断 運転免許試験場又は公安委員会が指定する指定講習機関
- (2) 普通自動車運転技能診断 運転免許試験場又は公安委員会が指定する指定講習機関（仮免許を有する者については運転免許試験場又は公安委員会が指定する指定講習機関の周辺道路）

第4章 停止処分者講習

(受講の申請の受理)

**第10条** 免許課長又は署長（以下「免許課長等」という。）は、停止処分者講習の受講の申請を受理したときは、当該受講申請の内容を確認するとともに、交通部長が定める様式の停止処分者講習受講手数料事務処理簿に所要の事項を記載し、その状況を明らかにしておくものとする。

2 免許課長等は、交通部長が定める様式の停止処分者講習受講申請総括表を会計年度ごとの受理の日付順に編冊して保存しておくものとする。

(講習の日時等の指定)

**第11条** 免許課長等は、停止処分者講習の受講の申請を受理したときは、免許の保留等の処分をした日以後の直近の停止処分者講習の日時及び場所を指定するものとする。ただし、申請者が受講の日の変更を希望したときは、希望した日を指定することができる。

(講習の区分)

**第12条** 停止処分者講習の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 短期講習 免許の保留若しくは効力の停止又は自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転の禁止の期間（以下「処分期間」という。）が40日未満の者に対する講習をいう。
- (2) 中期講習 処分期間が40日以上90日未満の者に対する講習をいう。
- (3) 長期講習 処分期間が90日以上のものに対する講習をいう。

(講習の課程)

**第13条** 停止処分者講習の課程は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 特別課程 自動車等の運転に関し、特に指導矯正を行う必要がある者に対する停止処分者講習の課程をいう。
- (2) 一般課程 特別課程に該当しない者に対する停止処分者講習の課程をいう。

2 停止処分者講習の区分ごとの講習の課程は、次表のとおりとする。

講習の区分	講習の課程
短期講習	一般課程
中期講習	一般課程
	特別課程
長期講習	一般課程
	特別課程

(処分期間の短縮通知)

**第14条** 免許課長は、停止処分者講習を終了した者に対しては、停止処分者講習の考査成績別短縮日数基準表（別表第1）に基づき処分期間を短縮する日数を決定し、交通部長が定める様式の処分期間短縮決定印を押印した交通部長が定める様式の行政処分期間短縮通知書（運転免許拒否・保留処分通知書（規則別記様式第13の3）、運転免許取消・停止処分書（規則別記様式第19の3の3）及び自動車等の運転禁止処分書（規則別記様式第22の6）の下部に記載）により通知するものとする。

第4章の2 取得時講習

(受講の申請の受理)

**第14条の2** 交通部運転免許試験場長（以下「試験場長」という。）は、取得時講習の受講の申請を受理したときは、取得時講習受講申請書（細則様式第43号の2）の記載内容を確認するとともに、交通部長が定める様式の取得時講習受講手数料事務処理簿に所要の事項を記載し、その状況を明らかにしておくものとする。

2 試験場長は、交通部長が定める様式の取得時講習受講申請総括表に取得時講習受講申請書を添付の上、会計年度ごとの受理の日付順に編冊して保存しておくものとする。

第5章 指定自動車教習所職員講習

(受講の申請の受理)

**第15条** 試験場長は、指定自動車教習所職員講習の受講の申請を受理したときは、指定自動車教習所職員講習受講申請書（細則様式第44号）の記載内容を確認するとともに、交通部長が定める様式の指定自動車教習所職員講習受講手数料事務処理簿に所要の事項を記載し、その状況を明らかにしておくものとする。

2 試験場長は、交通部長が定める様式の指定自動車教習所職員講習受講申請総括表に指定自動車教習所職員講習受講申請書を添付の上、会計年度ごとの受理の日付順に編冊して保存しておくものとする。

(講習の区分)

**第16条** 指定自動車教習所職員講習の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教習指導員に対する講習
- (2) 技能検定員に対する講習

(3) 管理者を直接に補佐する職員に対する講習

(講習通知事務処理簿の備付け)

**第 17 条** 試験場長は、指定自動車教習所職員講習の通知に関する事務を的確に処理するため、交通部長が定める様式の指定自動車教習所職員講習受講通知事務処理簿を備え付け、所要の事項を記載しておくものとする。

第 6 章 初心運転者講習

(講習対象者名簿)

**第 18 条** 免許課長は、初心運転者講習対象者について運転者管理システムから通報があったときは、交通部長が定める様式の初心運転者講習受講対象者名簿を作成の上、試験場長に送付するものとする。

(講習の通知)

**第 19 条** 試験場長は、前条の規定により初心運転者講習対象者名簿の送付を受けたときは、当該対象者に対して初心運転者講習通知書（規則別記様式第 22 の 11）により、初心運転者講習を受けることができる旨を通知するものとする。

(受講の申請等)

**第 20 条** 初心運転者講習の受講の申請は、公安委員会が指定する指定講習機関に対して行うものとする。

2 指定講習機関に対する講習の申請は、初心運転者講習受講申請書（細則様式第 45 号）に初心運転者講習通知手数料納入書（細則様式第 46 号）を添付して提出させるものとする。

第 7 章 更新時講習等

(受講の申請の受理)

**第 21 条** 免許課長等は、更新時講習の受講の申請を受理したときは、講習の日時及び場所を指定するものとする。この場合において、特定失効者又は特定取消処分者からの申請については、更新時講習受講申請書（特定失効者・特定取消処分者用）（細則様式第 46 号の 2）を提出させ、当該受講申請書の記載内容を確認するものとする。

2 前項後段の場合において、免許課長等は、交通部長が定める様式の更新時講習受講申請総括表（特定失効者・特定取消処分者用）に更新時講習受講申請書（特定失効者・特定取消処分者用）を添付の上、会計年度ごとの受理の日付順に編冊して保存しておくものとする。

3 免許課長は、特定任意講習の受講の申請を受理したときは、特定任意講習受講申請書（細則様式第 49 号）の記載内容を確認の上、講習の日時及び場所を指定するものとする。この場合において、交通部長が定める様式の特定任意講習受講手数料事務処理簿に所要の事項を記載し、受理の状況を明らかにしておくものとする。

4 免許課長は、交通部長が定める様式の特定任意講習受講申請総括表に特定任意講習受講申請書を添付の上、会計年度ごとの受理の日付順に編冊して保存しておくものとする。

(講習の区分)

**第 22 条** 更新時講習等の区分は、更新時講習等の区分（別表第 2）のとおりとする。

(特定任意講習受講者名簿の備付け)

**第 22 条の 2** 免許課長は、特定任意講習事務を的確に処理するため、交通部長が定める様式の特定任意講習受講者名簿を備え付け、所要の事項を記載しておくものとする。

(講習未終了者の措置)

**第 23 条** 免許課長等は、法第 101 条又は第 101 条の 2 の規定により免許証を更新するに当たっては更新時講習等を受講している者であるかどうかを確認し、受講していない者に対しては改めて当該講習の日時及び場所を教示し、講習を受けさせるものとする。

#### 第 8 章 高齢者講習等

(受講の申請の受理)

**第 24 条** 免許課長は、高齢者講習の受講の申請を受理したときは認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習受検受講申請書の、特定任意高齢者講習の受講の申請を受理したときは特定任意高齢者講習受講申請書（細則様式第 49 号の 2）の記載内容を確認の上、講習の日時及び場所を指定するものとする。この場合において、高齢者講習については交通部長が定める様式の高齢者講習受講手数料事務処理簿に、特定任意高齢者講習については交通部長が定める様式の特定任意高齢者講習受講手数料事務処理簿にそれぞれ所要の事項を記載し、受理の状況を明らかにしておくものとする。

2 免許課長は、交通部長が定める様式の高齢者講習受講申請総括表に認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習受検受講申請書を、交通部長が定める様式の特定任意高齢者講習受講申請総括表に特定任意高齢者講習受講申請書をそれぞれ添付の上、会計年度ごとの受理の日付順に編冊して保存しておくものとする。

(受講結果の登録)

**第 24 条の 2** 免許課長は、高齢者講習の対象者が高齢者講習又は特定任意高齢者講習の受講を終了し、又は法第 108 条の 32 の 2 第 1 項に規定する運転免許取得者等教育のうち運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「認定教育規則」という。）第 4 条第 2 項に規定する基準を満たす同規則第 1 条第 3 号に掲げる課程を終了したことを確認したときは、運転者管理システムに登録するものとする。

#### 第 8 章の 2 臨時高齢者講習

(講習の通知)

**第 24 条の 3** 免許課長は、臨時認知機能検査の結果に基づき臨時高齢者講習の対象として運転者管理システムから通報があったときは、当該対象者に対して、臨時高齢者講習通知書（規則別記様式第 18 の 7）により、臨時高齢者講習を受けなければならない旨を通知し、運転者管理システムに通知の実施について登録するものとする。

(講習の申請の受理)

**第 24 条の 4** 免許課長は、臨時高齢者講習の受講の申請を受理したときは、臨時高齢者講習受講申請書（細則様式第 47 号の 2）の記載内容を確認するとともに、交通部長が定める様式の臨時高齢者講習受講申請総括表に臨時高齢者講習受講申請書を添付の上、会計年度ごとの受理の日付順に編冊して保存しておくものとする。

(受講結果の登録)

**第 24 条の 5** 免許課長は、申請者が臨時高齢者講習の受講を終了したことを確認したときは、運転者管理システムに登録するものとする。

#### 第 9 章 違反者講習

(講習の通知)

**第 25 条** 免許課長は、違反者講習対象者について、運転者管理システムから通報があったときは、当該対象者に対して、違反者講習通知書（規則別記様式第 22 の 11 の 2）により、違反者講習を行う旨を通知するものとする。

（受講の申請の受理）

**第 26 条** 免許課長は、違反者講習の受講の申請を受理したときは、違反者講習受講申請書（細則様式第 48 号）の記載内容を確認の上、講習の日時及び場所を指定するものとする。この場合において、交通部長が定める様式の違反者講習受講・通知手数料事務処理簿に所要の事項を記載し、受理の状況を明らかにしておくものとする。

2 免許課長は、交通部長が定める様式の違反者講習受講申請総括表に違反者講習受講申請書を添付の上、会計年度ごとの受理の日付順に編冊して保存しておくものとする。

第 9 章の 2 若年運転者講習

（講習の通知）

**第 26 条の 2** 免許課長は、若年運転者講習対象者について、運転者管理システムから通報があったときは、当該対象者に対して、若年運転者講習通知書（規則別記様式第 22 の 11 の 2 の 2）により、若年運転者講習を行う旨を通知するものとする。

（受講の申請の受理）

**第 26 条の 3** 免許課長は、若年運転者講習の受講の申請を受理したときは、若年運転者受講申請書（細則様式第 48 号の 2）の記載内容を確認の上、講習の日時及び場所を指定するものとする。この場合において、交通部長が定める様式の若年運転者講習受講・通知手数料事務処理簿に所要の事項を記載し、受理の状況を明らかにしておくものとする。

2 免許課長は、交通部長が定める様式の若年運転者講習受講申請総括表に若年運転者講習受講申請書を添付の上、会計年度ごとの受理の日付順に編冊して保存しておくものとする。

第 9 章の 3 特定小型原動機付自転車運転者講習

（講習の通知）

**第 26 条の 4** 交通企画課長は、特定小型原動機付自転車運転者講習対象者について特定小型原動機付自転車運転者講習管理プログラムから通報があったときは、当該対象者に対して、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書（規則別記様式第 22 の 11 の 3）を交付し、自転車運転者講習を受けなければならない旨を通知するものとする。

（特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書の提出）

**第 26 条の 5** 交通企画課長は、特定小型原動機付自転車運転者講習対象者に対して自転車運転者講習受講命令書を交付したときは、当該対象者から特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書（細則様式第 67 号の 12）を提出させるものとする。この場合において、特定小型原動機付自転車運転者講習対象者が希望する特定小型原動機付自転車運転者講習の受講日時を考慮した上、当該講習の受講の日時及び場所を指定するものとする。

（受講の申込の受理）

**第 26 条の 6** 交通企画課長は、特定小型原動機付自転車運転者講習の受講の申込を受理したときは、特定小型原動機付自転車運転者講習受講申込書（細則様式第 67 号の 13）の記載内容を確認するとともに、交通部長が定める様式の特定小型原動機付自転車運転者講習受講手数料事務処理簿に所要の事項を記載し、その状況を明らかにしておくものとする。

2 交通企画課長は、交通部長が定める様式の特定小型原動機付自転車運転者講習受講申込総括表に自転車運転者講習受講申込書を添付の上、会計年度ごとの受理の日付順に編冊して保存しておくものとする。

#### 第 10 章 自転車運転者講習

(講習の通知)

**第 27 条** 交通企画課長は、自転車運転者講習対象者について自転車運転者講習管理プログラムから通報があったときは、当該対象者に対して、自転車運転者講習受講命令書（規則別記様式第 22 の 11 の 4）を交付し、自転車運転者講習を受けなければならない旨を通知するものとする。

(自転車運転者講習受講命令書受領書の提出)

**第 28 条** 交通企画課長は、自転車運転者講習対象者に対して自転車運転者講習受講命令書を交付したときは、当該対象者から自転車運転者講習受講命令書受領書（細則様式第 68 号）を提出させるものとする。この場合において、自転車運転者講習対象者が希望する自転車運転者講習の受講日時を考慮した上、当該講習の受講の日時及び場所を指定するものとする。

(受講の申込の受理)

**第 29 条** 交通企画課長は、自転車運転者講習の受講の申込を受理したときは、自転車運転者講習受講申込書（細則様式第 69 号）の記載内容を確認するとともに、交通部長が定める様式の自転車運転者講習受講手数料事務処理簿に所要の事項を記載し、その状況を明らかにしておくものとする。

2 交通企画課長は、交通部長が定める様式の自転車運転者講習受講申込総括表に自転車運転者講習受講申込書を添付の上、会計年度ごとの受理の日付順に編冊して保存しておくものとする。

#### 第 11 章 教習

(教習の申請の受理)

**第 30 条** 署長は、教習受講申請書（細則様式第 25 号）を受理したときは、当該受講申請書を速やかに交通企画課長に送付するものとする。

(教習の基準)

**第 31 条** 教習の科目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自動車及び道路交通に関する法令の知識に関すること。
- (2) 自動車の安全運転管理に関すること。
- (3) 道路交通の現状及び安全運転管理者等の役割に関すること。

#### 第 12 章 認知機能検査員講習

(受講の申請の受理)

**第 32 条** 免許課長は、認知機能検査員講習の受講の申請を受理したときは、認知機能検査員講習受講申請書（細則様式第 49 号の 3）の記載内容を確認の上、講習の日時及び場所を指定するものとする。

2 免許課長は、交通部長が定める様式の認知機能検査員講習受講申請総括表に認知機能検査員講習受講申請書を添付の上、会計年度ごとの受理の日付順に編冊して保存しておくものとする。

#### 第 13 章 雑則

(申請等を受理しようとする場合の留意事項)

**第 33 条** 交通企画課長、免許課長、試験場長及び署長（以下「交通企画課長等」という。）は、この規程に係る申請又は申込（以下「申請等」という。）があった場合において、当該申請等を受

理することにより当該申請等をした者（以下「申請者」という。）に不利益があるその他受理を行うことに関する疑義が生じたときは、申請者に不利益があることその他必要な事項を説明するものとする。

- 2 前項の規定による説明をしてもなお申請者が当該申請等をしようとするときは、申請者の意向に沿った対応を行わなければならない。

（申請等の拒否の通知等）

**第 34 条** 交通企画課長等は、この規程に係る申請等について審査した結果、求められた申請等の内容を拒否する処分を書面により申請者に通知するときは、交通部長が定める様式の申請に対する通知書により行うものとする。この場合において、署長が拒否する処分を書面により通知する場合の申請に対する通知書の作成は、交通企画課長、免許課長又は試験場長が行うものとする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 2 年 9 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 第 22 条第 1 号に規定する簡素化講習の対象には、改正前の道路交通法の規定による初心運転者講習を受けた日から免許証の更新日までの期間を無事故・無違反で経過した者を含むものとする。

**附 則**（平成 4 年 10 月 21 日本部訓令第 29 号）

この訓令は、平成 4 年 11 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 8 年 8 月 28 日本部訓令第 14 号）

この訓令は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 10 年 8 月 17 日本部訓令第 13 号）

この訓令は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 11 年 10 月 21 日本部訓令第 17 号）

この訓令は、平成 11 年 11 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 14 年 7 月 5 日本部訓令第 11 号）

この訓令は、平成 14 年 7 月 5 日から施行し、改正後の講習等実施規程の規定は、平成 14 年 6 月 1 日から適用する。

**附 則**（平成 15 年 6 月 13 日本部訓令第 16 号）

この訓令は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 19 年 6 月 1 日本部訓令第 15 号）

この訓令は、平成 19 年 6 月 2 日から施行する。

**附 則**（平成 21 年 5 月 29 日本部訓令第 12 号）

この訓令は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 24 年 3 月 30 日本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 25 年 3 月 25 日本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 26 年 5 月 20 日本部訓令第 14 号）

この訓令は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 27 年 3 月 19 日本部訓令第 10 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 27 年 5 月 29 日本部訓令第 13 号）

この訓令は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 29 年 2 月 21 日本部訓令第 4 号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

**附 則**（令和元年 11 月 26 日本部訓令第 13 号）

この訓令は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 4 年 5 月 13 日本部訓令第 11 号）

この訓令は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

**附 則**（令和 5 年 7 月 14 日本部訓令第 24 号）

この訓令は、令和 5 年 7 月 14 日から施行する。